

法務省民商第1395号

平成22年6月3日

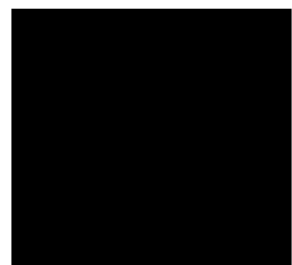
法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 商 事 課 長

租税特別措置法第80条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式
について（依命通知）

標記について、別紙1のとおり経済産業省経済産業政策局長から民事局長あてに照
会があり、別紙2のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取
り計らい願います。



経済産業省

平成22・05・17経局第1号
平成22年5月27日

法務省民事局長 殿

経済産業省経済産業政策局長

租税特別措置法第80条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（照会）

標記については、平成21年6月22日付け法務省民二・民商第1491号貴職回答により、登記手続上差し支えない旨の回答を頂いたところですが、今般、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の施行に伴い、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第80条の認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減に係る主務大臣の証明書の様式のうちの一部（様式第一）を別添のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨貴官下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

様式第一（第1号、第2号又は第3号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

本 店
商 号
代表者の資格及び氏名

印（注1）

下記事項が租税特別措置法第80条第1項第○号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 (注2)
2. 登記事項の内容 (注3)
別紙1のとおり
3. 登記予定年月日
年 月 日
4. 租税特別措置法第80条第1項に規定する産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第○条第1項の認定年月日
年 月 日
5. 認定事業再構築計画（事業の構造の変更及び事業革新について計画が定められているものに限る）、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画又は認定中小企業承継事業再生計画（以下、「認定計画」という）中登記事項の該当する箇所 (注4)
6. 認定計画において登記申請人が既に行った登記事項の内容 (注5)
別紙2のとおり

（奥書）

上記事項は、租税特別措置法第80条第1項第○号に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

主務大臣 名

印

登記事項の内容

登記事項の内容 (a)	設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額 (円)			(b)のうち純増部分以外の資本金の額 (円) (e)
	(b)	(b)のうち純増部分のうち軽減の対象となる資本金の額 (円) (c)	(c)以外の資本金の額 (円) (d)	

(別紙2)

認定計画において登記申請人が既に行った登記事項の内容

登記日 (a)	登記事項の内容 (b)	設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額 (円)	
		(c)	うち純増部分の資本金の額 (円) (d)
合計額 (純増部分の登記)			

- (注1) 申請者である会社の本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。
 なお、会社の設立の場合（新設合併又は新設分割による設立の場合を含む。）においては、設立される会社の表示並びに発起人代表者又は代表者となる者の資格及び氏名を記載する（設立される会社の社印が確定していない場合は、押印を要しない）。また、新設合併による設立の場合には、合併により消滅する会社についても、本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
- (注2) 登記申請人である会社の本店所在地及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。
- (注3) 登記事項の内容を下記のとおり別紙1に表形式で記載する。なお、資本金、増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。

登記事項の内容 (a)	設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額（円）			
	(b)	(b)のうち純増部分の資本金の額		(b)のうち純増部分以外の資本金の額（円） (e)
		うち軽減の対象となる資本金の額（円） (c)	(c)以外の資本金の額（円） (d)	

(a) 登記事項の内容

次の例により記載する。

第1号の場合

〇〇株式会社、〇〇株式会社、〇〇株式会社及び〇〇株式会社の共同出資（出資比率は各社〇〇パーセント）による〇〇株式会社（本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の設立（又は資本金の額の増加（平成〇年〇月〇日の増資））

第2号の場合

- 〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）と〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の合併による〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の設立
- 〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）が〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）を吸収合併し、存続会社である〇〇株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（平成〇年〇月〇日の増資）

第3号の場合

- 〇〇株式会社の新設分割による〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）の設立
- 〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）からの吸収分割により〇〇株式会社（資本金〇〇円、本店〇〇県〇〇市〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇）が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加（平成〇年〇月〇日の増資）

(b) 設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額 円

(c) (d)

純増部分の資本金の額については、下記の金額を租税特別措置法第80条第1項の適用の有無ごとに分けて記載する。

第1号の場合

設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額

第2号の場合

合併により消滅した会社の合併直前における資本金の額に相当する額を超える部分

第3号の場合

分割をした会社の分割により減少した資本金の額に相当する額を超える部分

※会社の設立又は増資の登記について、租税特別措置法第80条第1項により軽減税率が適用される資本金の額の上限は3,000億円であるため、軽減の対象になる額を(c)に、対象にならない額を(d)に記載する。

(注4) 次の例により記載する。

2に記載する登記事項は、○第○○号により主務大臣の認定を受けた

- 事業再構築計画
- 経営資源再活用計画
- 経営資源融合計画
- 資源生産性革新計画
- 中小企業承継事業再生計画

の○-○-○(※認定計画内当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3-(2)-④、別表1等)に記載されている。

(注5) 登記申請人が既に認定計画内で行った登記事項について、登記日、登記事項の内容を下記のとおり別紙2に表形式で記載する。該当がない場合は「該当なし」と記載する。

登記日 (a)	登記事項の内容 (b)	設立する会社の資本金の額又は増加する資本金の額(円)	
		(c)	うち純増部分の資本金の額(円) (d)
合計額(純増部分の登記)			

(a) 登記日 年 月 日

(b) 登記事項の内容

次の例により記載する。

第1号の場合

○○株式会社、○○株式会社、○○株式会社及び○○株式会社の共同出資(出資比率は各社○○パーセント)による○○株式会社(本店○○県○○市○○○、代表取締役○○○○)の設立(又は資本金の額の増加(平成○年○月○日の増資))

第2号の場合

法務省民商第1394号
平成22年6月3日

経済産業省経済産業政策局長 殿

法 務 省 民 事 局 長

租税特別措置法第80条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式
について（回答）

本年5月27日付け経局第1号をもって照会のありました標記の件については、貴
見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。